

東労基発 0130 第 2 号

令和 6 年 1 月 30 日

登録教習機関の代表者 殿

東京労働局労働基準部長



インターネット等を介したeラーニング等により行われる
労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について
(一部改正)

平素より、労働行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申
し上げます。

今般、安全衛生教育等をeラーニング等により実施する場合の基本的な考え方
及び留意事項が別添のとおり改正されましたので、了知いただきますようお願い
いたします。

